を控除した数に一を加えた率とする。

7　市町村の「小学校費」の密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度及び当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇五〇を控除して得た率とを合算した率に一を加えた率とする。

8　市町村の「中学校費」の密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度及び当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・一〇〇を控除して得た率とを合算した率に一を加えた率とする。

9　都道府県の「その他の教育費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度から〇・二六四を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一一一を控除した数及び当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇八四を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

10　市町村の「その他の教育費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇六五を控除した数及び当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇〇七を控除した数を合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正Ⅲの密度から〇・一五四を控除した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅳ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とする。

11　都道府県の「生活保護費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度に別表第二の五に定めるそれぞれの率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四・九五五を控除した数に〇・一五三を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に算式イに係る密度補正の密度から一・四三一を控除した数に〇・〇六八を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率に一を加えた率とする。

12　市町村の「生活保護費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四・九五五を控除した数に〇・一五四を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に算式イに係る密度補正の密度から一・四三一を控除した数に〇・〇八五を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率に一を加えた率とする。

13　都道府県の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式ア(1)に係る密度補正の密度から〇・一一二を控除した数、当該測定単位に係る算式ア(2)に係る密度補正の密度から〇・〇七九を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・一四八を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・〇一八を控除した数、当該

を控除した数に一を加えた率とする。

7　市町村の「小学校費」の密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度及び当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇五一を控除して得た率とを合算した率に一を加えた率とする。

8　市町村の「中学校費」の密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度及び当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・一〇一を控除して得た率とを合算した率に一を加えた率とする。

9　都道府県の「その他の教育費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度から〇・二五六を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一一四を控除した数及び当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇八三を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

10　市町村の「その他の教育費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇七〇を控除した数及び当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇〇七を控除した数を合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正Ⅲの密度から〇・一四五を控除した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅳ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とする。

11　都道府県の「生活保護費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度に別表第二の五に定めるそれぞれの率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四・八四〇を控除した数に〇・一五九を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に算式イに係る密度補正の密度から一・四二二を控除した数に〇・〇六七を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率に一を加えた率とする。

12　市町村の「生活保護費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から四・八四八を控除した数に〇・一六〇を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に算式イに係る密度補正の密度から一・四二二を控除した数に〇・〇八五を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率に一を加えた率とする。

13　都道府県の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式ア(1)に係る密度補正の密度から〇・一二二を控除した数、当該測定単位に係る算式ア(2)に係る密度補正の密度から〇・〇八二を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・一五九を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・〇一九を控除した数、当該